

仕 様 書

- 1 役務件名：駐屯地樹木伐採等役務
- 2 役務場所：東京都練馬区北町4丁目1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地内
- 3 業務概要：樹木伐採及び剪定、処分 18本
- 4 履行期限：令和6年2月29日
- 5 一般事項
- (1) 本作業は、本仕様書による他、関係法規を準拠し実施する。

(2) 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、契約担当官・監督官と協議し、その指示に従い行うものとする。

(3) 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令を遵守して行うものとする。

(4) 作業に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出する。

(5) 施工図・材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。

(6) 作業写真はカラー・サービス版又は電子データ(jpeg)撮影とし、作業前・作業中・作業後・材料搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影する。また、作業後は工事用アルバムに整理の上、提出する。

(7) 業務に必要な電気・水道等は請負業者の負担とする。

(8) 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。(各種溶接作業も含む)

(9) 施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき請負業者の責任において原状に復旧する。

(10) 業務に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。

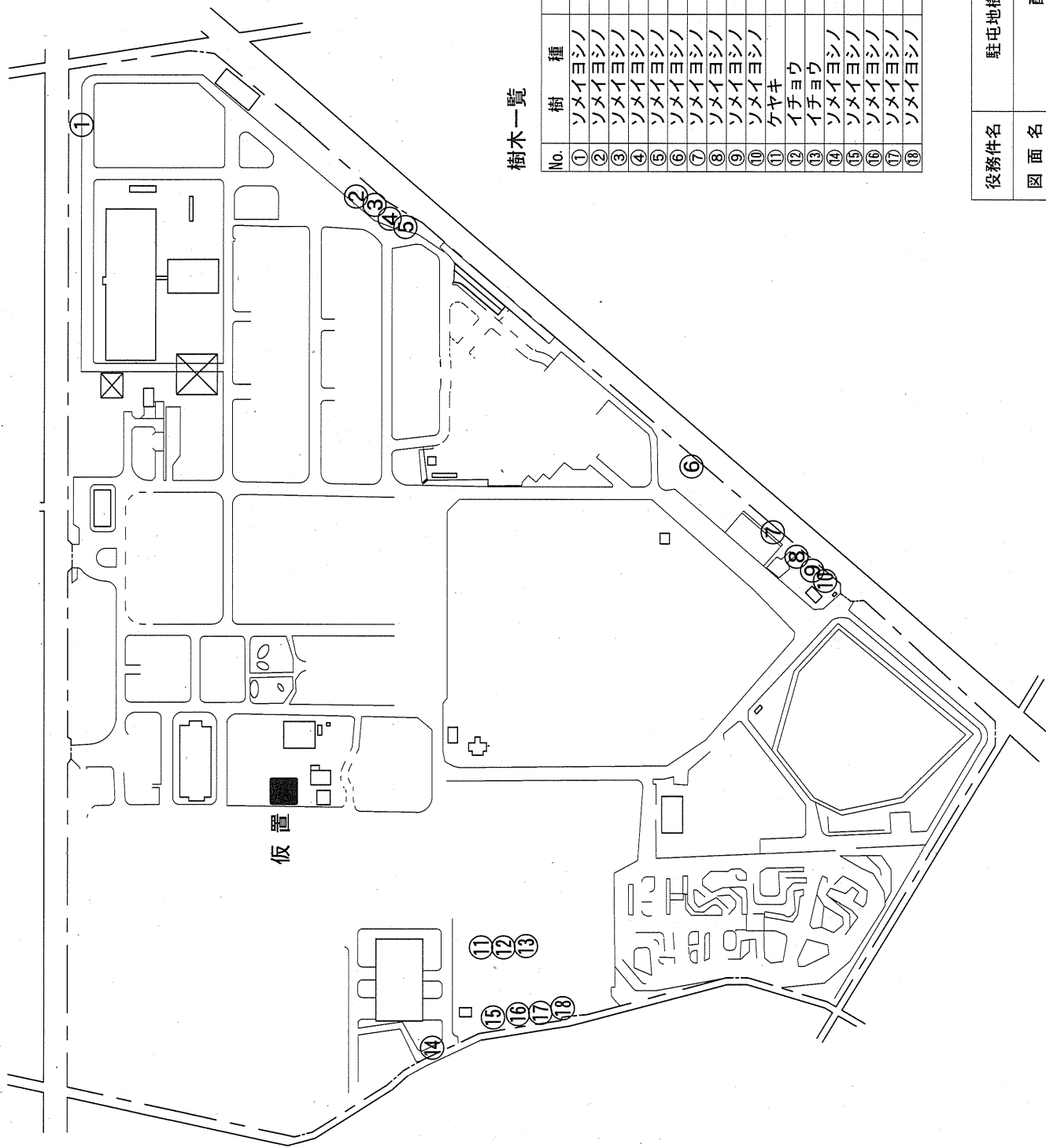
(11) 本役務は、役務完了後1年間を保証期間(瑕疵期間)とする。その間に発生した不具合については、請負業者の責任において速やかに対処する。

6 特記事項

- (1) 本役務に際し、事前に現地確認を行うと共に、剪定及び伐採要領等を明記した計画書を提出し、監督官の承認を得た上で実施する。
- (2) 本役務に際し、各諸官庁等への届出が必要となる場合は、請負業者の負担により実施する。
- (3) 駐屯地樹木の剪定及び伐採を実施する。なお、作業要領は、原則、以下の事項に基づき実施する。
- ア 剪定は、樹木に応じて適正に芯止めを行い強剪定を基本とする。その上で、樹形のバランスを考慮し、不用な枝は付け根から切り取る。
- イ 剪定後の切り口には必要に応じて薬剤を添布し枯れ枝、破損枝も切除すること。
- ウ 形状に応じて、美観を維持するように成長度や樹種の特性に配慮すること。
- エ 建物回りや電線に接触している部分は危険であるため、すべて枝落としを行うこと。

- オ 伐採については、切り株が目立たないよう出来るだけ地際より処理すること。
- カ 切り口は水平に滑らかにし、伐採後、芽が出てくることがないよう対策を施ること。
- キ 剪定、伐採樹木等の仮置場は、別図(3/3)に示す箇所とし、速やかに搬出するものとする。
- (4) 剪定した枝及び伐採した樹木等については、場外搬出した後、処分又は再資源化するなど適正に処理すること。
- (5) 処理完了後、証明書等を官側に1部提出する。

役務件名	駐屯地樹木伐採等役務	図面番号	2 / 3
図面名	仕様書	縮尺	—
練馬駐屯地業務隊管理科			



樹木一覧

No.	樹種	樹高	幹周	剪定等種別	備考(樹木番号)
①	ソメイヨシノ	12.5m	280cm	強剪定	4006
②	ソメイヨシノ	8.0m	320cm	強剪定	9001
③	ソメイヨシノ	8.0m	190cm	強剪定	9004
④	ソメイヨシノ	8.0m	260cm	強剪定	9005
⑤	ソメイヨシノ	7.0m	320cm	強剪定	9006
⑥	ソメイヨシノ	8.0m	180cm	伐	8003
⑦	ソメイヨシノ	9.0m	215cm	強剪定	8014
⑧	ソメイヨシノ	12.0m	260cm	強剪定	8018
⑨	ソメイヨシノ	12.0m	250cm	強剪定	8019
⑩	ソメイヨシノ	12.0m	240cm	強剪定	8020
⑪	ケヤキ	6.0m	220cm	強剪定	7009
⑫	イチョウ	6.0m	190cm	強剪定	7010
⑬	イチョウ	6.0m	190cm	強剪定	7011
⑭	ソメイヨシノ	8.0m	400cm	強剪定	7008
⑮	ソメイヨシノ	8.0m	320cm	強剪定	7004
⑯	ソメイヨシノ	8.0m	220cm	強剪定	7003
⑰	ソメイヨシノ	8.0m	290cm	強剪定	7002
⑱	ソメイヨシノ	7.0m	310cm	強剪定	7001

役務件名	駐屯地樹木伐採等役務	図面番号	3
図面名	配置図	縮尺	—